

改正概要説明書

国名：ウズベキスタン

法令名：商標法

改正情報：2022年2月3日改正

改正概要：

1. 商標等の公開に関する規定の明確化

・商標，地理的表示等の登録出願において，出願に関する情報のウェブサイトにおける公開及び意見書の提出に関する規定を明記した（第8条）。

2. 登録対象ではない原産地表示に関する規定の明確化

・既に原産地表示又は地理的表示として登録されている標識が，原産地表示としての登録の対象でない標識に該当する旨を明記した（第11条）。

3. 商標審査に関する規定の明確化

・当事者の合意によって情報調査が行われた場合，請求された標章の審査は，受理決定日から1月以内に行わなければならない旨を明記した（第15条）。

4. 商標の登録証無効・取消要件に関する規定の見直し

・商標権者の行為が不正競争行為に該当すると認定された場合，商標登録情報が公報または公式ウェブサイトにも掲載された日から3年以内に，該当する商標登録の全部又は一部を無効とすることができる旨の規定を新設した。また，商標登録等の有効期間の全部又は一部を早期に終了させることができる旨の規定を見直し、不使用取消の期間を5年から3年に短縮すると共に、取消の除外条件たる不使用の正当理由等の規定を見直した（第24条，第25条）。

5. 商標の排他権侵害に関する規定の明確化

・商標権者が直接又はその同意を得て適法に市場に導入した商品に係る商標権は消尽し，第三者のその商品についての商標使用は侵害とならない旨の規定を追加した（第26条）。

6. 商標の使用に関する規定の整備

・商標の使用に該当する行為について，ラベル・パッケージにおける使用を追加するとともに同一類似の標章を違法に使用する商品は模造品とみなされる旨の規定を追加して規定を整備した（第27条）。

7. 法的違反に対する罰則規定の追加

・商標及び原産地表示に関する法律に違反した法人に対して罰金を科すための根拠及び手続並びに罰金の納付手続に関する規定を追加した（第37-1条）。

改正内容：

・第8条

商標，原産地表示及び原産地表示使用权の登録出願に関して明確化された。

・第11条

原産地表示としての登録の対象でない標識に関して明確化された。

・ **第 15 条**

標章の審査に関して明確化された。

・ **第 24 条, 第 25 条**

商標登録証, 原産地表示使用権の登録証の無効要件が明確化された。

・ **第 26 条**

商標の排他権侵害に関して明確化された。

・ **第 27 条**

商標の使用に関して明確化された。

・ **第 37-1 条**

法人による商標, 原産地表示の違法使用に関する新設条文である。